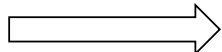


【主な取組 57項目】大阪市地域福祉基本計画の主な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している主な取り組みの推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり		取組の方向性
基本目標	1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり		・世代や属性に関わらない地域での支え合い、助け合いの意識づくりに取り組みます。
施策の方向性	1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実		・活動事例の情報を発信するなど、地域福祉活動に参加するきっかけをつくり、地域福祉活動に参加する住民を増やしていくことに取り組みます。
	2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進		・地域課題やニーズを住民同士で共有し、解決策を話し合う場づくりと、見守り活動や居場所づくりなど地域福祉活動やボランティア活動を支援することにより、支え合い活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域づくりをめざします。
	3 災害時等における要援護者への支援		・地域のみでは解決が難しい課題等については、福祉専門職や行政につなげるしくみづくりを進めます。
※ 重点★…	各区に共通した福祉課題等への「重点的な取組」		・住民主体の地域福祉活動を、区役所と区社協が連携しながら支援するとともに、今後、ますます増加する地域の高齢者ニーズに対応するため、新たな地域の資源開発などを進めていきます。
			・地域における見守りや助け合い活動を支援するとともに、ICTの積極的な活用など、より効果的な方法を検討することにより見守りのネットワークを広げ、市民一人ひとりが地域で支え合う関係づくりに取り組みます。

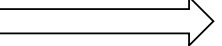
項目 番号	計画 掲載 ページ	取組	重点 ★	内容	担当	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
						取組状況・成果	取組状況・成果	取組状況・成果
1	49	地域づくり等にか かる広報周知		地域福祉を推進するための施策や啓発事業につい て、広報紙やホームページに掲載し、身近な地域で の「つながり」の大切さを広く市民に周知します。	福祉局地域福祉課 （計画担当）	大阪市のホームページにおいて、「地域福祉（地域で自分らしく生活するための取 組）」ページを作成し、市や各区の地域福祉計画を掲載するとともに、様々な施策も掲 載し、広く市民に周知している。		
2	49	計画策定過程への 住民等の参画促進		区地域福祉計画、小地域福祉活動計画等の策定過程 において住民や当事者の参画を促進します。	福祉局地域福祉課 （計画担当）	「各区の地域福祉計画策定に係る指針」等、計画策定にかかる情報を各区あてに提供 し、計画策定区においてはヒアリングを実施し後方支援を実施した。		
3	49	ヤングケアラー・ ケアラー支援		支援を必要としているヤングケアラー・ケアラーに 気付けるよう、周知・啓発に取組むことで社会的認 知度の向上を図り、相談につなげるよう支援しま す。	福祉局地域福祉課 （計画担当）	ケアラー支援について必要な理解と気づきの醸成、社会的認知度の向上を図るため、周 知・啓発を実施した。 ・公立学校（小・中・高）へのチラシ及びポスターの送付 ・大阪メトロ22駅の共用掲示板やイオンモール大阪ドームシティのインフォメーショ ンパネルへの啓発ポスターの掲出 ・介護の日に合わせてイオングループでのポスター掲示及び市内の保育機関等へのチラ シを配布するとともに、市役所正面玄関ホールにてポスター掲示およびチラシの配架		
					こども青少年局企画課 （企画G）	◎ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るため、研修や広報などにより普及啓発を 実施する。 ・大阪メトロ22駅の共用掲示板やイオンモール大阪ドームシティのインフォメーショ ンパネルへの啓発ポスターの掲出 ・中学生を対象に市立中学校へ啓発冊子やポスターを送付 ・府立工芸高校に啓発ポスターの募集 ・区の子育て支援室や社協、地域包括へ出向いての周知広報 ◎社会福祉士などの専門職や元当事者が相談・傾聴等を行う拠点を設置することによ り、相談環境の充実及び居場所の確保を図る。 ・寄り添い型相談支援事業を実施 ◎外国語対応が必要な家庭に対し、家事支援などの在宅サービス利用時や日常生活を送 るために必要な行政機関等における手続きを行う際に通訳を行っているヤングケアラー に代わる通訳者を派遣する。 ・外国語通訳派遣を実施		
4	51	ボランティアの育 成・確保	★	区社協のボランティア・市民活動センターにおい て、ボランティア活動の相談や情報提供、ボラン ティア講座の開催、ボランティア保険の受付、企 業・専門学校などの社会貢献活動のサポートなど、 さまざまなボランティア活動への参加を促進しま す。	福祉局地域福祉課 （社会福祉協議会担当）	・ボランティア・市民活動センターの運営として、ボランティア活動に関する相談支援 及び需給調整を行うとともに、ボランティア活動保険及びボランティア市民活動行事保 険の受付を行い、ボランティア活動の支援を行った。 ・また、講座・学習会等の開催として、各種ボランティア養成講座の実施、交流会や学 習会を実施した。 ・社会福祉施設に出向き、ボランティア団体冊子の配布を行うなど積極的な周知を行っ た。		
				市社協が設置する「大阪市ボランティア活動振興基 金」において、福祉ボランティア活動を活性化す るための取り組み等に助成を行います。	福祉局地域福祉課 （ボランティア基金担当）	・大阪市ボランティア活動振興基金において、156団体に37,067千円の助成金を交 付。		
				「市民活動総合ポータルサイト」で、市民活動・ボ ランティア活動に役立つさまざまな情報を収集・発 信します。 また、市民活動団体自らが「市民活動総合ポータル サイト」において、ボランティアの募集情報を発信 することができるよう、支援します。	市民局地域力担当 （地域連携G）	・「市民活動総合ポータルサイト」では、市民活動・ボランティア活動への市民の参加 を促すとともに、市民活動団体が活動を円滑に進め、他の市民活動団体や企業などと連 携協働しながら地域課題の解決に向けた取組を進められるよう支援することを目的と し、様々な情報を掲載した。 ・「市民活動総合ポータルサイト」に、市民活動団体が自ら情報を発信できる仕組みを 備えており、情報発信の支援を行った。 ・情報掲載件数 711件（令和6年10月末）		

項目 番号	計画 掲載 ページ	取組	重点 ★	内容	担当	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
						取組状況・成果	取組状況・成果	取組状況・成果
5	51	寄付文化の醸成のための取り組み		さまざまな寄付にかかる情報を、広報紙やホームページに掲載し、寄付を通じた地域福祉活動への参加を啓発・周知します。（共同募金、善意銀行、クリック募金、クラウドファンディング、フードドライブ、寄付付き自動販売機の設置等）	福祉局地域福祉課 （社会福祉協議会担当）	・共同募金や善意銀行を通じた助成事業・活動を広報誌・ホームページで周知・発信し、寄附文化の醸成のための取組みを実施した。また、地域行事やイベントでは、パネル展示・コーナー設置し、周知活動を行い、地域のサロンやカフェ等の活動場所では、チラシの配付を行った。 ・地域こども支援ネットワーク事業を通して、こども食堂等居場所活動に対する寄附や応援する企業・団体をホームページや情報誌などを活用して募集し、寄附があった物資を団体へ物資提供した。		
					各区役所保健福祉課	各区役所では、区のホームページや広報誌を活用して、ふるさと寄付金やフードドライブなど寄付について周知し、広く募集を行っている。また、いただいた寄付についての情報を区のホームページに掲載し、寄付文化の醸成に向けた啓発を実施している。		
					市民局地域力担当 （地域連携G）	「大阪市民活動総合ポータルサイト」内に設置している「大阪市民活動のためのクリック募金」について、市ホームページ等での周知及び協賛企業の募集を行った。 ・クリック募金協賛企業数 15社（R6年3月末時点） ・クリック数（令和5年度実績・18者累計）555,468回 ※協賛企業3社については年度途中に協賛解消。		
6	51	ICTを活用したきっかけづくりや情報提供	★	市や各区、関係団体のホームページに、ふれあい喫茶、子育てサロン、高齢者食事サービス等、地域の活動主体が実施している取り組みを掲載し、だれもが気軽に参加できる場への参加を呼びかけます。	各区役所保健福祉課	・各区役所では、広報紙や区のホームページ、地域活動協議会のホームページ等を活用して、実施している地域福祉活動を紹介するほか、活動の開催予定や子育てマップを掲載するなど、様々な形で参加を呼びかけた。		
					福祉局地域福祉課 （社会福祉協議会担当）	・区社協広報紙や生活支援体制整備事業広報紙を活用し、地域の活動を紹介を行った。また、地域福祉カレンダーの発行や、地域子育て応援マップの発行、コミュニティサロンカレンダーを毎月発行を行った。 ・「高齢者の便利帳」を作成し、ふれあい喫茶/高齢者食事サービス/百歳体操/地域の集い場を掲載し、介護保険事業者/高齢者/地域福祉活動者へ周知した。 ・区社協HP、SNSにて、毎月ふれあい喫茶、子育てサロン、高齢者食事サービスの開催状況について情報発信を行った。（HP内で地域マップを作成し、各地域の活動情報が簡単に取り出せる構成にした。）		
				ICTを活用した、新たなつながりづくりに係る情報やSNSの活用例など様々な情報を発信します。	各区役所保健福祉課	・各区役所では、X（旧Twitter）やFacebookなどのSNSを活用して、地域福祉活動にかかる情報発信をおこなった。		
					福祉局地域福祉課 （社会福祉協議会担当）	・FacebookやInstagram、LINE、Eメール等を活用して、地域福祉活動に関するイベント（毎月ふれあい喫茶、子育てサロン、高齢者食事サービスなど）の告知や活動報告、オープンチャット機能を活用したSNSでの居場所の解説及びブレ実施活動報告を行った。 ・Youtubelにて、区の魅力紹介や関連施設紹介の動画を配信した。 ・ICTを活用する「スマホお助け隊」などのボランティア活動を老人福祉センターと共同で実施。また、地域から依頼があったスマホ学習会もボランティアと共に実施協力した。 ・効果的な情報発信に向け、職員向けのSNS講座等の実施		
7	52	教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実	★	「福祉読本」を小学校に配付し、福祉のこころをはぐくむための授業における活用を推進します。	福祉局地域福祉課 （福祉人材担当）	・福祉教材「福祉読本」を小学3年生に約20,900冊、指導用副教材を教員に約1,200冊配付予定。		
				区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）が、小中学校等と連携しながら、車いすや高齢者の疑似体験、点字や手話の学習、障がい当事者の講話、福祉施設訪問等の福祉教育プログラムを企画・実施します。	福祉局地域福祉課 （社会福祉協議会担当）	・小・中学校、地域などでボランティアグループや区内の社会福祉施設と連携し、福祉教育グッズの貸出、車いす体験・ポッチャ体験、アイマスク体験、視覚障がい者の講話や手話体験、高齢者疑似体験等などの福祉体験学習を企画・実施した。		
8	52	介護予防ポイント事業		65歳以上の高齢者が、社会福祉施設等で行う介護支援活動や保育支援活動、支援を必要とする方のご自宅等での生活支援活動を行った場合に、ポイントが貯まり、貯まったポイントを換金することができる事業により、高齢者が地域福祉活動に参加するきっかけづくりにつながっています。	福祉局地域包括ケア推進課	65歳以上の高齢者を対象に、登録時研修や活動登録者交流会を実施するとともに、実活動者の増加に向け体験会の実施を行った。 また、令和6年度から施設活動コースにおける年間の換金上限額を引き上げたことをきっかけに広く事業周知を行い、関係機関と連携し、作成したチラシやポスター並びにSNSを活用した広報など、活動につなげる取組を行った。 ○成果（令和6年10月末） ・活動登録者 2,825人 ・実活動者 362人 ・登録施設・事業所数 881か所		
9	52	ファミリー・サポート・センター事業		子育ての援助を提供したい人と援助を依頼したい人とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実に図ります。	こども青少年局管理課	・各区ファミリー・サポート・センターにおいて子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行っている。 【実績】 就学前：14,200人日 学童期：779人日		

項目 番号	計画 掲載 ページ	取組	重点 ★	内容	担当	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
						取組状況・成果	取組状況・成果	取組状況・成果
10	52	地域における自主グループ活動の支援		市民が健康に関する知識や技術を身につけ、地域における介護予防活動の推進役として活躍できるよう、区役所の保健師等が「健康づくりひろげる講座」を実施しています。	福祉局地域包括ケア推進課	各区においては、区の実情に応じたプログラムや企画の見直しを実施しており、参加率・修了率を向上するために、開催時期を調整したり、期間を短縮して開催したりする等の取り組みを行っている。 講座修了後、修了者に対し、介護予防の知識や運動実践の振り返りの機会としてフォローアップ講座を開催したり、修了後に活動できる住民組織の活動の紹介を行う等、介護予防活動を実践できるよう支援を行う予定。 令和6年度の実績は、令和7年4月に集計予定。		
11	56	地域活動協議会への支援		地域活動協議会のもとで行われる地域活動に対する財政的援助として、その活動の公益性や使途、成果をチェックすることを前提に、活動内容を限定せずに補助限度額を提示し、具体的な活動内容は地域の選択に委ねる自由度の高い補助金を交付します。	市民局地域力担当（地域連携G）	・各区が、地域の実情に即し地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいる地域活動協議会に対し、地域活動協議会補助金を交付している。（326地域） （参考） ●地域活動協議会補助金 令和6年度予算額　856,604（千円）		
				活力ある地域社会づくりに向けて、地域活動協議会を構成する各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、地域における地域課題に取り組めるよう、大阪市ホームページにおいて、地域活動協議会の取組について紹介し、各地域活動協議会の新たな取組の参考となるよう支援している。（326地域）		・地域活動協議会を構成する各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、地域における地域課題に取り組めるよう、大阪市ホームページにおいて、地域活動協議会の取組について紹介し、各地域活動協議会の新たな取組の参考となるよう支援している。（326地域）		
				地域活動協議会によっては、自律して活動を活発に進めている地域もあれば、運営面で課題を抱えている地域もあるなど、活動状況もさまざまとなっており、活動の活性化に向け、各区において地域の実情に即したきめ細かな支援を行います。		・中間支援組織等をはじめとする多様な支援ツールを有効に活用し、各地域活動協議会の実情に即したきめ細かな支援をしている。（326地域） （参考） ●各区における中間支援組織等の取組 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000190448.html		
12	56	町会への加入促進に向けた取組		地域コミュニティの維持・活性化のため、つながりの中で安全・安心に暮らすと同時に、地域活動に参画する市民が増えることをめざし、町会への加入促進に向けた取組を進めます。	市民局地域力担当（地域力創出G）	令和5年6月に区長会議で策定された「区政がめざす姿（令和5～8年度）」において、地域コミュニティの維持・活性化を目的とし、全区での町会加入率向上を目標と定め、その実現を図る指針として令和6年3月に「大阪市町会加入促進戦略」を策定。 「大阪市町会加入促進戦略」を基に、各区において町会加入促進アクションプランを策定し、各区長のマネジメントのもと計画的に取り組んでいる。		
13	56	民生委員・児童委員活動への支援		委員のなり手不足、委員の高齢化による活動の負担感が増えており、参加しやすく活動しやすい環境づくりを行います。	福祉局地域福祉課（民生委員担当）	・委員のなり手不足解消の一環として、活動に関心を持ってもらえるよう関係機関と連携しながら、広報啓発などを実施している。 ・新任委員や委員長、会長など階層に応じた研修の実施やマニュアルの整備など、活動しやすい環境づくりに努めている。 ・府市長会を通じての国や府に対する「証明事務見直しの要望」により、負担感を軽減できるよう努めている。		
14	56	地域の主体的な見守り活動への支援		市民ボランティアによる児童の登下校の見守り活動や大阪市老人クラブ連合会等の地域住民による友愛訪問活動、消費者被害の未然防止活動を支援します。	福祉局高齢福祉課（いきがい担当）	【見守り活動】 各老人クラブの会員が市民ボランティアの一員として活動している。 【友愛訪問活動】 各区老人クラブ連合会が75件（令和6度各区老人クラブ連合会友愛訪問活動9月末時点実績件数の合計）の訪問活動を行っている。 【消費者被害・特殊詐欺被害の未然防止】消費者被害、特殊詐欺被害に関する研修や講座を実施し、被害の未然防止に取り組んでいる。 ※なお、上記3事業は「大阪市老人クラブ育成補助金」の補助対象事業である。		
15	56	市民ゲートキーパーの養成		市民一人ひとりが、自殺が誰にでも身近にある存在であることにいち早く気づき、早期対応の役割を担うことができるよう、研修や啓発講座を実施します。	健康局こころの健康センター	市民等を対象にゲートキーパーにかかる研修を6回217名に実施。 【令和6年度10月末実績】 ・養成研修（若年層向け） 2回　82名（大学生） ・養成研修（出前講座等） 4回　135名		
16	57	身近な地域における地域福祉活動の人材の育成		区社協の地域支援担当職員（コミュニティワーカー）による、小地域の地縁団体等の役員、活動者等に対する地域福祉活動の助言や各種会議・研修を実施します。	福祉局地域福祉課（社会福祉協議会担当）	・情報共有等連携強化を図れるよう、地域社協や町会の活動者、民生委員等を対象とした情報交流会や研修会を開催し、見守りや食事サービス、子育て支援等多様な地域福祉活動の担い手の育成に努めた。 ・地域福祉コーディネーター連絡会を開催 ・社協の横断事業として、高齢者のフレイル予防を目的に「おでかけスタンブラリー」を実施。各会館では、地域福祉コーディネーターや地域役員、地域ボランティアが見守りや声かけやスタンプの押印などを行った。 ・毎月開催される各地域町会長会議、地域での食事サービス・ふれあい喫茶・子育てサロンに参加し、地域活動者への助言や情報共有を行う。 ・地区社協会長、ネットワーク委員長会議では各地域の現状と課題について情報交換し、現在の社会情勢における地域活動のあり方について整理した。 ・人権研修（子どもの人権）・労務管理を通してハラスメント研修の実施		

項目 番号	計画 掲載 ページ	取組	重点 ★	内容	担当	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
						取組状況・成果	取組状況・成果	取組状況・成果
17	58	区社協・市社協による地域福祉活動への支援		区社協による地域福祉活動の支援（小地域ごとの地域課題やニーズの把握、地域課題の共有と解決に向けた提案、課題を解決するための新たな活動の立ち上げ支援、区内全地域向けの会議・研修会）が着実に実施されるよう支援します。	福祉局地域福祉課（社会福祉協議会担当）	・地域福祉活動の状況把握と諸活動への助言・情報提供、高齢者食事サービス委員会その他の行事や会議・研修に参加しての開催支援を行った。 ・子ども食堂等の子育て支援活動、世代間交流等の地域実施事業へ参加・助言指導・情報提供や開催支援を行った。 ・地域ごとの課題を協議し解決をはかる地域支援会議や要援護者支援を進める会議の調整・実施と、地域福祉推進会議等区と連携した会議への参画。 ・地域住民や飲食店、企業による居場所づくり（子ども食堂など）の立上げ支援を行った。 ・多職種交流会の実施		
				市社協が、市域全体で行うべき支援活動と、区・地域レベルで展開される活動をサポートする区社協を支援します。		全区社協を対象とした会議の開催や区社協職員研修会等の開催するほか、区担当制によるヒアリングの実施（24区社協×1回） ・区ボランティア・市民活動センター運営委員会長の開催 ・区ボランティア・市民活動センター運営委員会等への訪問支援 ・「社協が推進する福祉教育の手引き」を作成		
				区社協・市社協が行う施設同士の連携の場づくり等の取り組みを支援し、社会福祉法人の地域での公益的な取り組みを推進します。		・社会福祉施設相互の連携、福祉人材の確保・定着検討、人権意識の高揚に係る取組みや研修会など、専門委員会を中心に実践している活動を支援。（福祉のおしごと 魅力発見ミーティング、人権研修・ワークショップの共催、福祉人材の育成に向けた社会福祉施設の実習受け入れ等に関する調査など） ・地域における公益的な取組みの推進に向けて、施設を対象として、取組みに関する実態調査を実施中。また、広報媒体（広報誌・HP）を通して取組み事例を発信するコーナーを設け発信予定。具体的な公益的な取組みの事例や方策を共有する学習会を開催予定。		
18	58	生活支援コーディネーターの配置		多様な事業主体による高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、区社協や地域包括支援センターなどと連携しながら、地域資源の把握・ネットワーク化やボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発などを担います。	福祉局地域包括ケア推進課	・市内24 区及び66日常生活圏域に生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズと資源の把握、ネットワークの構築、介護予防・生活支援サービス等、地域資源の創出支援に向けた取組みを進めている。 ・ニーズ・資源の情報は、地域の集いの場等における高齢者への聞き取り、ニーズ調査により収集し、把握した情報については、資源リストやマップなどを作成している。 ・生活支援サービスの多様な提供主体等が参画する協議体を設置し、地域の情報についての共有・連携を図るとともに、生活支援サービス等の体制整備に向けた方策を検討・協議している。 ・これらの取組から把握した情報を基に、地域で不足している資源の創出支援、ボランティア等地域における活動の担い手の発掘・養成等の取組を進めている。		
19	60	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	★	地域における見守りのネットワークを強化するために、各区にCSWを配置した「見守り相談室」を設置しています。	福祉局地域福祉課（見守りネットワーク担当）	・全24区の社会福祉協議会にCSWを配置した「見守り相談室」を設置 ・全区におけるCSW配置数 98名		
				行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、地域への提供にかかる同意確認を行ったうえで「要援護者名簿」を作成し、地域の見守り活動につなげるとともに、孤立世帯等を必要な支援につなげるための専門的対応を行っています。また、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見等につなげるための取り組みを行っています。	福祉局地域福祉課（見守りネットワーク担当）	【地域福祉課】 ・地域へ提供を行った要援護者数85,495人 ・相談件数45,514件 相談実人数10,176人 ・アウトリーチ件数6,488件 実人数2,592人 ・ケース会議378件 （令和6年10月末実績）		
					福祉局地域包括ケア推進課	・医療・福祉・介護事業者や企業、地域住民等の協力を得て、行方不明のおそれがある認知症高齢者の早期発見・保護につなげる見守りネットワークを構築し、万が一認知症高齢者等が行方不明となった場合に、警察捜索の補完的なものとして、行方不明となった方の氏名や身体的特徴等の情報を協力者にメールで一斉送信する取組を実施している。 令和6年度の実績は、令和7年4月に集計予定。		
20	60	民生委員・児童委員による見守り活動等		援助を必要とする人に、その人の能力に応じて、自立した日常生活を営んでいたことができるように、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行います。 地域の児童や妊産婦の方の福祉の増進を図るため、その生活・環境把握に努めるとともに、見守りが必要な児童・家庭への援助を行います。	福祉局地域福祉課（民生委員担当）	・地域の高齢者、障がい者など援助を必要とする人の相談に応じ、助言・その他の援助を行っている。 ・また、子育てに関する相談に応じ、必要な援助を行うとともに、地域児童の見守り支援等も実施している。 （令和6年度10月末時点 相談・支援件数 63,175件 内、子どもに関すること 17,432件）		
21	60	認知症高齢者等支援対象者情報提供制度		認知症高齢者等の行方不明事案等の再発を防止するため、府内の警察署が取り扱った認知症又はその疑いがある高齢者等の情報について、本人又は家族等の同意を得て、各区の見守り相談室に情報提供し、適切な介護保険サービスを利用するための支援や、医療機関への受診勧奨等を行います。	福祉局地域包括ケア推進課	・平成29年4月から警察との連携を強化するため認知症高齢者等支援対象者情報提供制度を開始し、適切な介護保険サービスを利用するための支援や、医療機関への受診勧奨等を行うことにより行方不明事案等の再発防止に取り組んでいる。		
22	60	認知症高齢者位置情報検索事業		認知症高齢者を介護している家族等に対して、位置情報専用端末を利用した発信機器等の貸与や位置情報検索、位置情報の提供を行います。	福祉局地域包括ケア推進課	・行方不明のおそれがある認知症高齢者（若年認知症の人を含む）を介護する家族等に対し、位置情報探索機器を貸与し、行方不明時の位置情報確認及び高齢者保護を容易にすることにより、介護する家族等の負担軽減に取り組んでいる。		

【主な取組 57項目】大阪市地域福祉基本計画の主な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している主な取り組みの推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり		
基本目標	1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり		
施策の方向性	1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実		取組の方向性
	2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進		・多様な主体の参画を促し、協働（マルチパートナーシップ）を推進するために、情報発信や研修・啓発、マッチングやコーディネート、資源の橋渡しを行う事業を促進するとともに、社会福祉法人の地域社会への貢献活動の推進を支援します。
	3 災害時等における要援護者への支援		

※ 重点★… 各区に共通した福祉課題等への「重点的な取組」

項目 番号	計画 掲載 ページ	取組	重点 ★	内容	担当	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
						取組状況・成果	取組状況・成果	取組状況・成果
23	66	市民活動への支援		「市民活動総合ポータルサイト」で、市民活動・ボランティア活動に役立つさまざまな情報を収集・発信します。 また、市民活動団体自らが「市民活動総合ポータルサイト」において、ボランティアの募集情報を発信することができるよう、支援します。	市民局地域力担当 （地域連携G）	・「市民活動総合ポータルサイト」では、市民活動・ボランティア活動への市民の参加を促すとともに、市民活動団体が活動を円滑に進め、他の市民活動団体や企業などと連携協働しながら地域課題の解決に向けた取組を進められるよう支援することを目的とし、様々な情報を掲載した。 ・「市民活動総合ポータルサイト」に、市民活動団体が自ら情報を発信できる仕組みを備えており、情報発信の支援を行った。 ・情報掲載件数 711件（令和6年度10月末）		
				活動主体間の協働の取り組みを生み出すために、多様な活動主体が集まる「交流の場」に関する情報の収集・発信を行います。		・大阪市市民活動総合ポータルサイトにおいて、各区、地域で実施されている交流の場の情報を掲載。 ・交流会情報の掲載 11件（令和6年度10月末）		
				地域の課題解決につながる活動を促進するため、さまざまな活動主体間の連携協働が進むよう支援するとともに、助成金情報や市民活動団体と企業等との連携協働の取り組み事例等、市民活動に役立つ情報の発信を行います。		・大阪市市民活動総合ポータルサイトにおいて、市民活動団体が活用できる助成金の情報を発信している。 ・市民活動団体同士、もしくは市民活動団体と企業が連携した取組などを発信することで、新たな連携協働の取組を促進している。 ・助成金情報の掲載件数 45件（令和6年度10月末） ・連携協働の取組の掲載件数 16件（令和6年度10月末）		
24	66	地域公共人材の派遣による支援		大阪市内で公益的な活動を行うグループや団体の依頼に応じて地域公共人材を派遣します。地域公共人材は、『地域の状況・課題など』を聞き取り、各団体の実情に応じた自主・自律的な活動が展開されるよう、中立的な立場で、団体における話し合いの場での合意形成や他の活動グループとの連携などに向け、ファシリテーションやコーディネートなどを行います。	市民局地域力担当 （地域連携G）	・多様な協働（マルチパートナーシップ）の促進及び市民活動団体など公益的な活動をしている団体が持続的に自律した活動ができるよう、まちづくり活動に関する専門的知識・ノウハウの提供や第三者的な立場でのファシリテーション、コーディネートを行い、団体の取組を支援することを目的とし、様々なグループ・団体に地域公共人材を派遣した。 ・令和6年度派遣件数：13件（10月末時点）		
25	66	市民活動団体への助成による支援		市民活動を応援する市民、企業などからの寄附金を活用し、NPO等の市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して、有識者による運営会議の意見を聴取のうえ、助成金を交付します。	市民局地域力担当 （地域連携G）	・障がい者支援や、子どもの居場所づくり、防災等、さまざまな地域課題に取り組んでいる市民活動団体を支援するため、令和6年度は8件のNPO等の市民活動団体が行なう公益的な事業を選定した。		
26	66	市民活動の持続的な実施に向けた支援		市民活動団体が地域（社会）課題解決に向けた活動を持続的に行うことができる力を養うため、コミュニティビジネス（CB）／ソーシャルビジネス（SB）の啓発や起業にむけた支援を行います。	市民局地域力担当 （地域連携G）	・地域活動協議会や市民活動団体等を支援する区役所職員に対して、eラーニングにより、コミュニティビジネスに関する研修を実施した。		
27	66	企業等の福祉活動への積極的な参加の支援		ボランティア・市民活動センターによる、企業・専門学校などの社会貢献活動への支援を実施します。	福祉局地域福祉課 （社会福祉協議会担当）	・企業等からの相談について、情報提供や助言、活動体験等の仲介等、社会貢献活動を検討する企業・団体と連絡調整した。 ・多くの企業等が「こどもの居場所活動」に対して、さまざまな形での支援を実施しているなか、各企業等がこどもと実際に交流できる機会を設け、企業等によるこども支援をより推進することを目的に、企業等の社会貢献活動として、こどもを対象にした体験イベントについて助言・協力・企画・共催した。		
28	66	官民連携の取組		企業等との連携による「気にかける」地域福祉の推進など、行政と企業等がお互いの強みを活かし合い、地域福祉を推進する官民連携の取組を各区で進めます。	各区役所保健福祉課	コンビニやライフライン事業者等と連携協定を締結し、認知症高齢者の見守りや、要支援者を早期に見出す体制づくりを進めている。また、区の実情に合わせて、様々な分野の企業等と連携し、お互いの強みを活かした官民連携に努めている。		
29	67	大阪市空家等対策計画に基づく取り組みの推進		福祉や子育て、地域活性化等の視点を踏まえた地域の場づくりの促進、支援の検討を行います。	計画調整局建築企画課	・地域まちづくりに資する空家の改修費等に対して補助を行う「空家利活用改修補助事業」を実施。（令和6年度「地域まちづくり活用型」改修工事補助交付決定実績：0戸） ・地域福祉としての利活用を推進するため、市民活動団体への周知を図る等の取組を引き続き実施。		

【主な取組 57項目】大阪市地域福祉基本計画の主な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している主な取り組みの推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり		取組の方向性	
基本目標	1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり		・自主防災組織による避難行動要支援者の個別避難計画の作成等、避難支援等の一連の活動が適切かつ円滑に実施されるよう取り組みます。	
施策の方向性	1 住民主体の地域課題の解決力強化と見守り活動の充実		・地域住民による、重層的な見守り体制の構築を進め、災害に強い福祉のまちづくりを推進します。	
	2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進			
	3 災害時等における要援護者への支援			

※ 重点★… 各区に共通した福祉課題等への「重点的な取組」

項目 番号	計画 掲載 ページ	取組	重点 ★	内容	担当	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
						取組状況・成果	取組状況・成果	取組状況・成果
30	69	「大阪市地域防災計画」、「区地域防災計画」の策定・推進		「大阪市地域防災計画」は、市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的に、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めた計画です。防災関係機関がその有する全機能を迅速・有効に発揮し、相互に協力するとともに、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図ります。	危機管理室危機管理課	・防災関係機関と相互に協力するなどして、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図っている。 ・水防法改正や洪水予報の運用変更を踏まえ、本市の防災対策の一層の強化・推進を図ることを目的に令和4年度に大阪市地域防災計画の修正を行い、令和5年4月1日付で大阪市地域防災計画（令和5年4月）を公開している。 ・また今年度も、国や府の防災計画等の修正及び関連する法令の改正並びに令和6年能登半島地震を踏まえた本市における防災対策等を踏まえ、修正作業を進めている。		
				「区地域防災計画」は、各区役所において、大阪市地域防災計画をもとに、各区の地域特性及び実状に応じて、市民、事業者、行政の責務、役割を明確にし、区における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策にかかる基本的な事項を定めた計画です。この計画を大阪市ホームページ等で公表し、災害リスクや対策などの情報を市民の皆様と共有することにより、各区における防災力向上を図ります。		・「区地域防災計画」を大阪市ホームページで公表し、災害リスク等について市民と共有することにより、防災対策の推進・強化を図っている。 ・「大阪市地域防災計画」の修正内容を「区地域防災計画」に反映していく。		
31	70	災害時の的確な情報伝達のしくみづくり		防災行政無線、緊急速報メール、Twitter、LINE、Yahoo！防災速報アプリや、おおさか防災ネットの防災情報メールによる情報伝達など、ICTを活用した緊急災害情報を発信します。	危機管理室危機管理課	・令和2年度に災害情報一斉配信システムを整備完了した。令和3年度から運用を開始し、災害時は防災行政無線、緊急速報メールやX（旧Twitter）、防災アプリ等、各種連携先に一斉配信を行っている。		
				外国につながる市民への取り組みとして、大阪市ホームページに、多言語で大阪市の防災の取り組み概要の情報提供を行うとともに、災害発生時には、防災行政無線（日英中韓）、Twitter（日英中韓）、災害多言語支援センターホームページ（日英中韓）、や防災情報メール（日英）により速やかに情報提供を行います。		・大阪市の防災の取り組み概要について多言語でホームページを作成するとともに、令和3年度から災害発生時には、防災行政無線（日英中韓）、X（旧Twitter）（日英中韓）、災害多言語支援センターホームページ（日英中韓）や大阪府のシステムを通じて防災情報メールにより登録者に英語で速やかに情報提供を行っている。 ・令和5年度から防災アプリで日英中韓の4ヵ国語に加え、やさしい日本語での運用を行っている。		
32	70	施設における避難誘導等の配慮		障がい者や自力避難困難な者等が利用する施設において火災等の災害が発生した場合に障がい者等が取り残されないよう、施設関係者及び消防機関による避難誘導、情報伝達において、障がいなどさまざまな特性があることなどの事情に配慮し実効性を確保します。	消防局予防課	昨年度に引き続き、「外国人来訪者や障がい者等に配慮した避難誘導及び情報伝達」の項目が入った「自衛消防訓練指導マニュアル」及び総務省消防庁が作成した「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル」を活用し、該当施設における効果的な消防訓練の実施を推進している。		
33	70	福祉避難所の確保の推進		福祉施設等の関係団体と調整して福祉避難所の確保に努め、福祉避難所で必要となる、医薬品や日用品の確保の取り組みを実施します。	危機管理室危機管理課	各区における令和5年度末時点での協定締結数：366施設（下線部について回答） ※医薬品の確保については健康局が府薬剤師会等と協定を結んでいます		
34	70	総合防災訓練の実施支援		区役所を中心に地域の自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の避難誘導等を見据えた、総合防災訓練の実施を支援します。 訓練の実施にあたっては、障がい等の特性に配慮して、避難行動要支援者と地域住民が共に参加し、お互いの存在を知り理解を深め、非常時に支え合える関係づくりを進めます。	危機管理室危機管理課	・共有ライブラリー及び区防災担当者連絡会において各区の防災に関する取り組みや課題を情報共有するなど、引き続き各区による地域の避難支援等の取組を支援している。		
35	70	災害ボランティアセンターの設置・運営等		大阪市では、すべての区の社会福祉協議会との間に「区災害ボランティアセンター」の設置・運営協定を締結しています。 平時より地域の人々と顔の見える関係づくりをめざし、災害ボランティアに関する講座開催や、災害時における訓練や啓発、災害ボランティア活動に必要な備品や資材の調達等を行います。	福祉局地域福祉課 （社会福祉協議会担当）	・市社協は各区社協職員を対象とした災害ボランティアセンターを運営することの意義を理解するために、災害ボランティアセンター運営者研修を実施した。 ・大阪府下のネットワークと協働し、災害ボランティアセンター等に関する情報交換会を実施した。 ・「令和6年能登半島地震」により被災された韓島市において、復旧活動や復興支援をおこなうため、ボランティアバスを運行した。 ・市内で災害発生した場合を想定し、BCPに基づき初動の動き等について確認する災害訓練を12月に実施予定。 ・市内のライオンスクラブと「災害時におけるボランティア支援に関する協定」の具体的な取組みについて検討の場を設け、区単位での協定締結に向け進捗管理等の会議を開催した。 ・各区社会福祉協議会は、小・中学校や地域の防災訓練に参画し、災害ボランティアの啓発を行うとともに、ボランティアに向けて体験を通じた講座を実施している。 ・七尾市災害ボランティアセンター派遣職員報告会を開催した。 ・区社協職員でLINEオープンチャットを活用した「安否確認」訓練を実施。		

項目 番号	計画 掲載 ページ	取組	重点 ★	内容	担当	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
						取組状況・成果	取組状況・成果	取組状況・成果
36	70	災害時に支援が必要な人の把握と避難支援のしくみづくり		自主防災組織による支援の取り組みにつなげるため、避難行動要支援者名簿を作成し、地域の関係者へ提供します。提供された名簿を基に、行政、地域、福祉専門職等が連携して個別計画の作成を進めるなど、地域での避難支援の仕組みづくりに取り組みます。	危機管理室危機管理課 福祉局地域福祉課	個別避難計画については、各区が自主防災組織と連携し、地域の実情に応じて作成している。また、危機管理室及び福祉局が連携して区役所の支援に取り組んでいる。		
37	71	平時の見守りによる顔の見える関係づくり		見守りネットワーク強化事業を通じて、平時の見守りから、顔の見える関係づくりを推進します。	福祉局地域福祉課 （見守りネットワーク担当）	・平時の見守りに活用する「要援護者名簿」の提供地域数 市内全334地域 696団体		
38	71	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地域福祉活動の継続等に係る支援		新型コロナウイルス感染症の影響下での地域福祉活動の継続や新しい取り組みの実践に関し、区社協や市社協におけるノウハウの共有等の取り組みが進むよう支援します。 市ホームページにおいて、市社協等の取りまとめた資料等を掲載し、地域福祉活動を推進します。	福祉局地域福祉課 （社会福祉協議会担当）	・本市のホームページにおいて、本市と本市社会福祉協議会との連携協定に基づく取組みについて掲載しており、その中でコロナ禍でもつながりが途絶えることないよう活動の方向性・方法等を考えるための参考資料として市社協が作成した「コロナの中でもつながる方法」を紹介する等、先駆的に実施している事例について広く情報発信を行った。		

【主な取組 57項目】 大阪市地域福祉基本計画の主な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している主な取り組みの推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念		だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり	
基本目標		2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
施策の方向性	1	相談支援体制の充実	
	2	権利擁護支援体制の強化	
	3	福祉人材の育成・確保	

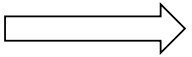
取組の方向性				
・複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対応できるよう、「総合的な相談支援体制の充実事業」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取り組みを推進します				
・こどもの貧困対策と連携して、支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなげられるよう、大阪市こどもサポートネットの充実を図ります。				
・複合的な課題や狭間のニーズに対応できるよう、多様な主体による地域活動の展開とあわせ、居場所や持ち場（役割）の確保に向けた丁寧なマッチングやコーディネートに取り組みます。				

※ 重点★… 各区に共通した福祉課題等への「重点的な取組」

項目 番号	計画 掲載 ページ	取組	重点 ★	内容	担当	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度	備考
						取組状況・成果	取組状況・成果	取組状況・成果	
39	75	総合的な相談支援体制の充実	★	既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催するなど、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」の充実に向けた取り組みを行います。	福祉局地域福祉課（総合相談担当）	・各区において「つながる場」を開催し、支援困難事例においては、スーパーバイザーによる専門的助言を受けるなど、個々の事例に応じた支援を行っている。 ・相談支援機関・地域・行政等の連携促進のため、各区において、相談支援機関や地域住民、区の職員等を対象とする研修会の開催、情報連携を行うためのツールづくり等を行っている。 【参考：令和6年度10月末実績（24区計）】 相談受付件数 248件 つながる場開催件数 95件 ツール等の開発 17件 研修会等の開催 26件			
40	79	生活困窮者自立支援事業		各区の相談窓口において、生活困窮者が抱える課題を広く受け止め、課題解決のために必要な生活困窮者自立支援法に基づく支援を提供するとともに、さまざまなサービス等につなぐことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援しています。	福祉局自立支援課	・各区役所に相談窓口を設置し、きめ細かな相談体制を実現するとともに、法に定めるすべての任意事業を実施し、生活困窮状態からの早期自立を支援している。 ・新規相談受付件数：7,938件（R6.10月末時点）			
41	79	大阪市こどもサポートネット		支援の必要なこどもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があります。支援の必要なこどもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐしくみにより、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援します。	こども青少年局企画課（こどもの貧困対策推進G）	学校・区役所（保健福祉センター）・地域の連携を強化し、社会全体でこどもの貧困対策に取り組む新たな仕組みとして、令和2年度から「大阪市こどもサポートネット」を全区において実施。 ○こどもサポート推進員70人配置（2中学校区に1人） ○実務者レベルの課題整理と対応の検討 ・担当者意見交換会を年2回実施予定とし、各区の課題分析に努めている。今年度については、現在1回実施している。 ○各区のこどもサポート推進員に対し、事業実施に必要なスキルや知識習得、専門性の資質の向上をはかることを目的とした研修 ・年4回実施することとし、これまでに2回実施している。 【成果】（令和6年10月末時点） ○408校のうち390校がスクリーニング会議Ⅱを実施、アセスメントの結果支援の必要性が明らかになった件数が3,160人、そのうち何らかの支援につながった数が2,263人。			令和5年度末時点の実績と比べ、支援につながった割合がやや低いことについては、毎月新規ケースが上がって来るのに対して、その中には複合的な課題を抱えるケースが多いため、支援につなぐまでに時間を要していると分析している。令和5年度も、10月末時点では同様の数値であったため、年度末には支援につながった数が一定増えると予測している。
42	75	住宅の確保に特に配慮を要する方々への民間賃貸住宅への円滑な入居に係る相談・情報提供		住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）を登録するとともに、登録を受けた住宅の情報について広く情報提供しています。	都市整備局安心居住課	・セーフティネット住宅登録戸数（令和6年10月末現在）：8,932戸 ・制度周知用リーフレットを区役所や市関連施設等に配布：約4,000部			
				大阪市立住まい情報センターにおいて、住まいや暮らしに関するさまざまな相談対応や情報提供を実施しています。	都市整備局住宅政策課	総合的な住情報サービスの拠点である大阪市立住まい情報センターにおいて、関係団体と連携し、住宅確保要配慮者などに対する住宅相談も含めた様々な情報提供サービスを実施している。 相談件数：4,423件 情報提供件数：13,127件 ※令和6年度10月末現在の実績			
43	75	窓口業務におけるICTの活用		大阪市こころを結ぶ手話言語条例（平成28年1月施行）及び手話に関する施策の推進方針（平成29年3月策定）を踏まえた取り組みの一つとして、区役所窓口におけるタブレット端末を用いた遠隔手話通訳を行っています。	福祉局障がい福祉課	平成29年度より、区役所窓口に設置したタブレット端末と手話通訳の拠点を結び、遠隔での手話通訳を実施。（年度末集計予定）			
44	76	福祉ボランティアコーディネーション事業		ボランティア活動を希望する個人や団体、企業等の多様な主体のニーズに応じて、幅広いボランティアコーディネーションを行います。	福祉局地域福祉課（福祉人材担当）	ボランティア活動に関する相談に個別に対応し、ボランティアコーディネートとして、相談件数287件を実施。その他、はじめてボランティア活動をしたい人を対象とした説明会を16回開催。			

【主な取組 57項目】大阪市地域福祉基本計画の主な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している主な取り組みの推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり
施策の方向性	1 相談支援体制の充実
	2 権利擁護支援体制の強化
	3 福祉人材の育成・確保



取組の方向性
・虐待についての知識・理解の普及啓発に努めるなど、虐待防止の地域づくりを推進します。また、虐待の専門的対応に向けた取組を進めます。
・個人としての尊厳が重んじられその尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、本人が選択できる機会を確保するための取組を進めます。

※ 重点★… 各区に共通した福祉課題等への「重点的な取組」

項目 番号	計画 掲載 ページ	取組	重点 ★	内容	担当	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
						取組状況・成果	取組状況・成果	取組状況・成果
45	82	虐待防止に関する啓発や虐待防止ネットワークの推進	★	子どもに対する虐待を発見した場合は通告義務、高齢者、障がい者に対する虐待を発見した場合は通報義務があることを周知するとともに、支援の必要な人を見逃さない気づきの充実を図るため、関係機関や専門職団体と連携し、虐待防止ネットワークの更なる構築を推進します。	福祉局地域福祉課（相談支援G）	・通報しやすい環境づくりのために、通報窓口や通報者の秘密は守られること等を明記したリーフレット等を作成し、各区をはじめ、市内の障がい者・高齢者施設等に配布することにより、啓発活動を実施している。 ・関係機関や専門職団体と会議や事例検討会を通じて連携強化し、虐待の未然防止、早期発見を推進している。 ・関係機関との連携協力体制の構築を目的に、大阪市障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を令和7年1月に開催予定である。		
					子ども青少年局管理課（児童支援対策G）	・子どもに対する虐待を発見したときには、通告義務があることや通告窓口の明示、また、通告者の秘密は守られることなど通告しやすい環境作りのために、普及啓発活動を実施している。 ・児童虐待対応件数 R4 6,319件（子ども相談センター） 1,654件（24区保健福祉センター） R5 6,293件（子ども相談センター） 1,920件（24区保健福祉センター） R6 未集計 ・関係機関や専門職団体と会議や事例検討会を通じて連携し、虐待の未然防止・早期発見を推進している。		
46	82	福祉サービス提供事業者への助言・指導		福祉サービス提供事業者に対し、利用者本位のサービス提供と福祉サービスの質的向上のため、行政として助言、指導を行っています。	福祉局運営指導課	【障がい】令和6年10月末時点 ・運営指導件数…1,409事業 ・集団指導 <参加事業所数>令和6年11月末時点 *現在実施中 障害者総合支援法に基づくもの…（3,604）事業所 児童福祉法に基づくもの…（1,165）事業所 （計：4,769事業所） （※Web上での動画視聴及び資料閲覧方式にて実施）		
					福祉局介護保険課	・運営指導件数…1,071事業（令和6年10月末時点） ・集団指導参加事業所数…年度末までに集計予定。 （介護保険事業従業者への効率的な周知を図るため、オンライン受講形式にて実施）		
47	82	苦情解決のしくみの充実		市民が安心してサービスを利用できるように、福祉サービス提供者がサービス等の利用に関する苦情解決に対し、一層積極的に取り組むよう指導するとともに、身近な相談支援機関において円滑に苦情解決が行われるよう、専門的な相談支援を行うなど、効果的な苦情解決のしくみの充実に努めます。	福祉局介護保険課	・介護保険制度における苦情相談について、利用者、サービス提供事業者等から中立的な立場で、あっせん・調停を行い解決にあたる「おおさか介護サービス相談センター」を設置 相談件数（令和6年度10月末実績）1,375件		
48	82	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護		配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの暴力について、暴力根絶に向けた予防教育・啓発等に取り組むとともに、大阪市配偶者暴力相談支援センター、区保健福祉センター、子ども相談センター、警察等関係機関が連携し、被害者の安全確保を行います。	市民局男女共同参画課	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づき、大阪市配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申請支援やDV相談証明の発行、緊急一時保護施設入所者に対する支援を実施。 各区役所において緊急に一時保護を必要とする被害者に対しては、施設入所の調整を行い、退所後の生活再建について支援を実施し、被害者支援に努める。 ・DV被害者支援のスキルアップを図るため、関係機関や区役所担当者に対して、前期（4～5月）後期（11月）に有識者を講師に招き研修会を開催している。 ・「大阪市児童虐待防止体制強化会議」（平成30年度開催）における議論を踏まえ、虐待の早期発見、早期対応を図るため、総合福祉システム内で児童虐待情報とDVに関する情報を一元的に管理する児童相談システムを開発し、情報の連携に努めている。 ・国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」（11/25）にちなみ11月12日～25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、内閣府をはじめ関係省庁が啓発するのに併せ、本庁舎でのパネル展示や、区役所での啓発のほりの設置など啓発に努めている。また、令和2年度よりDVについて予防教育を実施するために「デートDV防止啓発教材」を作成し、市内中学校において啓発授業を実施。 【相談件数】4月～9月 大阪市配偶者暴力相談支援センター：527件 区役所保健福祉センター（DV担当）：1,104件		

項目 番号	計画 掲載 ページ	取組	重点 ★	内容	担当	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
						取組状況・成果	取組状況・成果	取組状況・成果
49	86	成年後見制度の利用促進の取組	★	「大阪市成年後見支援センター」を中核機関として位置づけたうえで、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力の「協議会」の設置・運営や、本人を中心とする「チーム」を支援する「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に引き続き取り組みます。	福祉局地域福祉課（相談支援G）	・成年後見制度の利用促進のために、大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力の「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを作ることを目的とする「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を着実に進めている。 ・令和6年6月に協議会総会を開催し、本市の現状及び取組状況等を報告した。 ・協議会の部会について、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画との対応関係を整理するとともに、部会における議論の活性化、課題解決に向けた実効性のある体制をめざし、令和5年度より、部会を3部会に再編した。3つの部会（制度利用促進・市民後見人・点検評価）をそれぞれ予定どおり開催し、関係機関と連携しながら各種効果的な取り組みを進めている。事務局では、部会で検討した方針に沿って効果的な取り組みを進めている。 ・昨年度に引き続き、市長申立事業について、本人にとって最も適した成年後見人等候補者を選任するための検討会議を毎週1回開催し、迅速な対応に努めている。		
50	86	あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）		認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が、安心して地域で生活が送れるよう、本人との契約に基づき、区社協において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援します。	福祉局地域福祉課（相談支援G）	・引き続き補助の財源を確保するとともに、大阪市社会福祉協議会（あんしんさぼーと事業担当）と連携確認しながら、必要な体制の整備と、円滑な事業の遂行に努めている。		
51		福祉サービスの適切な情報提供		障がい者や高齢者、妊産婦、子育て中の親子、外国につながる市民など、福祉サービスが必要な人々が、介護予防、認知症予防、生活習慣病予防、消費者被害、子育てに関する情報などの必要な情報を得やすいような情報提供を推進します。	福祉局地域包括ケア課	○介護予防について 広報紙への掲載、各区保健福祉センター・地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等によるリーフレット配布、大阪市ホームページへの掲載、包括連携企業の協力による介護予防普及啓発を実施。 ○認知症アプリ・認知症ナビを活用した普及啓発 スマートフォンやパソコンで利用できる「認知症アプリ・認知症ナビ」を活用し、啓発イベントのプッシュ通知等により、市民が認知症予防・介護予防に関する情報を入手しやすいよう普及・啓発を実施。 ○市民が自ら介護予防活動を実践できるよう、必要な知識・技術の習得を目的とした介護予防地域健康講座を開催している。		
					福祉局障がい福祉課	「一障がいのある方へー福祉のあらし」の作成		
					福祉局運営指導課	大阪市ホームページ（障害福祉サービス等情報公表検索サイト含む）にて障がい福祉サービス施設・事業所一覧を掲載		
					健康局健康づくり課	○生活習慣病対策の推進に必要な知識・技術の習得を目的とした講習会を実施。 健康寿命に影響する要因（肥満・喫煙・高血圧・糖尿病等）に関連する講習会の開催：1回 24区対象（局実施） ○地域健康講座を開催し、市民への正しい知識の普及と行動変容に向けた主体的な取り組みを推進。 区における地域健康講座の開催数：（令和6年10月末時点） 1,006回		
					こども青少年局管理課	（子育て支援G） 地域ふれあい子育て教室、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業（つといの広場）や、子ども・子育てプラザにおいて、妊産婦や子育て中の親子へ必要な情報を提供している。 （児童支援対策G） 養育支援訪問事業において、産婦や子育て中の親子へ必要な情報を提供している。		
					市民局消費者センター	【市民局消費者センター】 ・ホームページへの注意喚起情報の掲載：39回 ・Facebookへの注意喚起情報の掲載：2回 ・区広報紙への掲載：1回 ・府市合同発行くらしすとへの掲載：2回		
52		消費者被害の防止等の取組		消費者センターを中心として「消費者安全確保地域協議会」を設置し、地域において認知症高齢者や障がい者等の「消費生活上特に配慮を要する消費者」を見守るためのネットワークを構築しています。 ネットワークの構成団体（市社協、大阪市老人クラブ連合会、大阪府警本部等）の連携、情報共有により、消費者被害に遭っている、または、その心配がある消費者を地域で見出し、消費者センターの相談につなぐ等、消費者被害の救済を図る取り組みを進めます。	市民局消費者センター	・消費者被害の防止及び消費者安全の確保について（情報提供）：1回		

【主な取組 57項目】大阪市地域福祉基本計画の主な取り組みにかかる推進状況確認シート（令和6年10月末時点） 計画第4章（P46～P97）に記載している主な取り組みの推進状況を年度ごとに確認します。

基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり		取組の方向性
基本目標	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり		・相談支援機関の職員が施策横断的な連携・協働を図れるよう、研修の実施等により知識・技術等の向上に取り組みます。
施策の方向性	1 相談支援体制の充実		・福祉・介護の新たな人材確保に向け、福祉・介護の仕事に対する理解促進や魅力発信の取組を進めます。
	2 権利擁護支援体制の強化		・福祉専門職の育成・定着に向け、福祉・介護の職場で働く方々のスキルアップやモチベーション向上につながる取組を進めます。
	3 福祉人材の育成・確保		・行政職員が多様な福祉ニーズに対処的確に対応できるよう、研修の実施等により、知識・技術等の向上に努め、施策横断的な連携体制の強化に努めます。

項目 番号	計画 掲載 ページ	取組	重点 ★	内容	担当	2024（令和6）年度	2025（令和7）年度	2026（令和8）年度
						取組状況・成果	取組状況・成果	取組状況・成果
53	92	相談支援機関職員 における包括的な 支援に向けた専門 性の向上		相談支援機関職員における包括的な支援に向けた協働・連携にかかる研修等の実施に取り組みます。	福祉局地域福祉課 （福祉人材担当）	大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて相談支援機関の相談員を対象とした研修を実施。		
				「総合的な相談支援体制の充実事業」において、相談支援機関、地域の関係者、行政等の連携促進に向けた研修会等の実施に取り組みます。	福祉局地域福祉課 （総合相談担当）	・相談支援機関・地域・行政等の連携促進のため、各区において、相談支援機関や地域住民、区の職員等を対象とする研修会の開催、情報連携を行うためのツールづくり等を行い、連携の強化や関係者のスキルアップに向けた取組を実施している。 ・福祉局においては、相談支援機関等に向けた事業報告会を開催し、活動内容の報告及び好事例等の共有を行うことにより、相談支援機関及び行政の連携推進に向けた取組を行っている。		
54	92	多様な人材の確保 と仕事の魅力発信	★	小学生向けの「福祉読本」の授業での活用や中学生向けの福祉教育プログラムの実施により、福祉への理解促進を図ります。	福祉局地域福祉課 （福祉人材担当）	・福祉教材「福祉読本」を小学3年生に約20,900冊、指導用副教材を教員に約1,200冊配付予定。 ・中学校における福祉教育プログラムをのべ4回実施。		
				仕事の魅力が伝わるエピソードを表彰する「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」を実施し、受賞作品を活用して魅力発信を推進します。		・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞を実施し、優秀作品（6作品）の表彰式を12月に開催予定。 ・みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞では、漫画作品化した受賞作品をデジタルブック等により市民へ周知するほか、本漫画を用いて福祉・介護の仕事を紹介する冊子を市立中学1年生に配付予定。		
				「アシスタントワーカー導入等による福祉・介護人材支援事業」などによる多様な人材の参入を図ります。		・これまで福祉専門職が担っていた業務のうち、介護の周辺業務を担当するアシスタントワーカー導入に係る個別支援を重視した研修を3事業所に対して月1回程度実施。		
55	92	福祉専門職の育成・定着を図る取組	★	「大阪市社会福祉研修・情報センター」を福祉・介護人材の確保・育成・定着に関する中核施設として、社会福祉施設職員等への研修やモチベーション向上のための取組等を実施しています。	福祉局地域福祉課 （福祉人材担当）	・社会福祉研修・情報センターにおいて、社会福祉施設職員等向けにキャリア研修、スキルアップ研修、職場改善にかかる研修等を実施。 ・市内福祉施設・事業所に勤務する職員同士が、情報共有や意見交換を行い、横のつながりを作る場を創出。		
56	96	行政職員の育成 （福祉職員の育成）	★	行政職員（各区保健福祉センター職員・福祉職員）が多様な福祉ニーズに対する確に対応できるよう、専門性の向上に向けた研修の充実等に取り組みます。	福祉局地域福祉課 （福祉業務支援担当）	・福祉行政に携わる職員の人材育成を実施、とりわけ、福祉職員に対しては、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、高度な専門性の確保に向けた取組を組織的、体系的に実施。 ●研修 ・各区保健福祉センター新任職員研修を実施（R6年4月～6月） ・採用2年目の福祉職員に対するキャリア研修を実施（R6年10月） ・3級2年目の福祉職員に対するキャリア研修を実施予定（R6年11月） ・福祉職員に対する専門研修を実施予定（R7年1・3月） ●ジョブローテーション ・若手職員の福祉部門への配置を推進 ・福祉職員の計画的な人事異動等によるキャリア形成に向けて、関係局（福祉局・子ども青少年局）によるヒアリングを実施予定（R6年12月）		
				福祉職員については、大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づき、専門研修やジョブローテーションなどの取組を進めています。	総務局人事部人事課 （人事G）			
57	96	聴覚障がい者支援用音声認識アプリ導入事業		大阪市では、音声認識アプリケーションをインストールしたタブレット端末を複数台数導入し、音声文字変換することで、聴覚障がいのある職員への情報格差の改善や、周囲の職員とのコミュニケーションを容易にし、日常業務の円滑実施をサポートする取組を行っています。	デジタル統括室 （DX推進担当）	令和2年度で検証利用を終了し、令和3年度より本格導入を開始。 令和6年度においては21所属が利用。		